ジェネリック医薬品の適正使用推進のためのロードマップ

1 概 要

平成25年4月5日に国が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき、県民・医療関係者等がジェネリック医薬品を適正に使用できる環境整備を行うため、「兵庫県医療費適正化計画」と整合を図りながら、関係機関等と連携して各種事業を実施する。

なお、実施事業、年度等については、ジェネリック医薬品の使用状況等を勘案して 適宜見直しする。

2 期 間

平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月末まで

3 実施事業等

(1) ジェネリック医薬品適正使用協議会の設置等(毎年度)

県民・医療関係者等が、ジェネリック医薬品に関する正しい理解のもと、適正使用できる環境整備に必要な対策等を検討するため、各関係団体(学識経験者・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県病院薬剤師会・医薬品製造業者・医薬品卸売販売業者・保険者・消費者等)で構成する協議会を設置する。

また、市町等が設置するジェネリック医薬品適正使用協議会等の運営を支援する。

(2) 県民への情報提供(毎年度)

県民へジェネリック医薬品の正しい情報を伝える。

- ア 啓発資材の作成・配布
- イ 出前講座等の実施
- (3) 医療従事者への情報提供
 - ア 汎用ジェネリック医薬品リストの作成(平成25年度、27年度、29年度) ジェネリック医薬品のメーカー数が多いことから、医療関係者にとって情報収集・評価に負荷が生じているため、地域の中核的な役割を果たす病院で採用している「汎用ジェネリック医薬品リスト」を作成し、保険医療機関や保険薬局へ情報提供を行い、情報収集等の負担軽減を図る。
 - イ ジェネリック医薬品の使用実態調査等の実施(平成25年度、29年度) 地域ごとのジェネリック医薬品の使用に関する課題を把握、分析するため、病 院・保険薬局に対し、ジェネリック医薬品の使用実態調査等を実施する。

- ウ ジェネリック医薬品に関する情報提供 ジェネリック医薬品に関する保険制度、品質情報等を適宜提供して、医療関係 者の理解を深める。
- (4) ジェネリック医薬品の品質確保(毎年度実施) ジェネリック医薬品から先発医薬品に戻った原因を把握し、科学的検証を行う。 ア ジェネリック医薬品から先発医薬品に戻った事例調査 イ 溶出試験の実施
- (5) 県ホームページの改訂(毎年度) 県民・医療関係者への情報提供を充実させるため、逐次、ホームページを改訂する。
- (6) 差額通知実施の要請(毎年度) ジェネリック医薬品の使用促進に係る広報の一環として、県内すべての保険者が平成29年度末までに差額通知を実施するよう、兵庫県保険者協議会を通じて要請する。

ジェネリック医薬品の適正使用推進のためのロードマップにおける実施事業(概要版)

	実施事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)	ジェネリック医薬品適正使用協議会の設置等					
(2)	県民への情報提供					
	ア 啓発資材の作成・配布					
	イ 出前講座等の実施					
(3)	医療従事者への情報提供					
	ア 汎用ジェネリック医薬品リストの作成					
	イ ジェネリック医薬品の使用実態調査等の実施					
	ウ ジェネリック医薬品に関する情報提供					
(4)	ジェネリック医薬品の品質確保					
	ア ジェネリック医薬品から先発医薬品の戻った事例調査					
	イ 溶出試験の実施					
(5)	県ホームページの改訂					
(6)	保険者への差額通知実施の要請					